

■聴覚障害者福祉施策

Q1. 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定について；

わが国がようやく批准した「障害者権利条約」に規定されるアクセシビリティの保障と情報コミュニケーション技術の利活用は当然に行われていくべきと考える。そのための政策を実施していく上において、新たな法制度が必要なのか、既存の法制度において対応可能なのかを見極めていくことが肝要。また、政策立案過程に、当該当事者が参画することは、当然のこととして保障されるべきである。

Q2. 「手話言語法（仮称）」の制定について；

コミュニケーションは本来、社会生活において不可欠なものであり、「手話」を言語とする聴覚障がい者にとっては、まさにコミュニケーションツールとして「手話」を欠かすことはできない。そのためには、聴覚障がい児者が手話を学ぶ機会が保障される社会環境をつくること、手話が音声同様の言語であることの普及啓発が必要である。2011年の障害者基本法改正において、手話はすでに言語として明記されているが、前述の施策を進めるにあたって、別途法整備が必要となるのかどうか、検討を行うべきものとする。

Q3. 聴覚障害認定基準について；

障害認定の基準については、国際規範を鑑み、適宜見直す等の対応は常に求められるものとする。いずれにせよ、障がいによって社会生活に何らかのサービスを必要とする方々に対しては、適切にサービスがいきわたることが基本である。

Q4. 手話通訳者の身分保障について；

Q5. 手話通訳制度における資格について；

Q4・Q5について回答します。

意思疎通支援従事者である手話通訳等は各自治体の努力により育成途上にあるが、手話通訳士だけでは不足するため、登録手話通訳者などが研鑽を受けながら人材として活用されているのが現状であると認識する。しかし、聴覚障がい者の社会参加の促進や意思疎通支援事業の普及により、需給バランスの特に質の面においての課題は大きいのも現状である。医療や教育、就労などの場面では、高い専門性が求められる。手話通訳者や要約筆記者同志の研鑽やスーパービジョンの仕組みも必要であると同時に、その方々への身分保障のあり方とその資格のあり方について、検討を行い、必要な措置を講じなければならない。

Q6. 採用時における「合理的配慮」と「過度な負担」について；

手話を言語とする聴覚障がい者が、就職等の際に手話による面接を求めることは当然のことである。要約筆記についても同様である。その際、事業主側が「過度な負担」となるような事態が想定されるとすれば、公的助成のあり方についても検討されるべきであろう。現在、まさに指針案について取りまとめの議論がなされているが、障害者差別解消法が絵にかいたモチになってしまうことのないよう、十分な検証が行われなければならない。

Q7. その他；

私は、民主党として「障がい者差別基本法」の制定をめざして取り組んできましたが、自公政権化で「障害者差別解消法」と名称が変わってしまいました。とはいえ中身が問題ですが、現在障害者政策委員会で基本方針の作成作業が進められており、その状況を注視する必要があるかと思えます。

公共の場などはもとより、仕事の場、生活の場、娯楽の場など、多くの場所でのハード面とソフト面の両面に関する差別が日本の社会からなくなること、多様性を重視した共生社会をつくるのが大事だと思います。

その考え方のもと、聴覚障がいの方々に対する政策、施策を策定し、実施すべきだと考えています。

そもそも、年齢や性別、障がいの有無をこえて、だれもがその人らしく、当たり前で暮らせる社会、そんな社会を皆さんと一緒に創っていきましょう！ バリアフリーという概念（障がいの除去）から「ユニバーサル社会」へ。私たち民主党は、小手先の改革ではなく、抜本的かつ総合的な障がい者制度改革を不断の努力で進めていきます。

民主党
辻元清美事務所

(大阪10区)